

年金

平成23年度分(平成23年7月～平成24年6月)

国民年金保険料免除申請を7月1日から受付開始

町民課 年金係 ☎(232)4914
熊本西年金事務所 ☎(355)3261

国民年金保険料の免除申請を7月1日から受け付けます。保険料を納めることが困難な人は、申請してください。

経済的な理由などで国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除されます。免除割合は、本人・配偶者・世帯主の前年所得により判定します。免除の承認を受けた期間をそのままにしておいた場合、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。10年以内であればさかのぼって納めること(追納)ができます。免除の承認を受けた当時から2年度を過ぎて納める場合は、加算額が付きまます。

■申請に必要なもの

- 年金手帳または基礎年金番号が分かる書類
- 印かん
- 失業した場合は、失業していることを確認できる公的機関の証明書の写し(雇用保険受給資格者証、離職票など)
- ※本人以外の配偶者・世帯主が離職した場合も、公的機関の証明書の写しが必要です。

平成23年度の1カ月の保険料は15,020円です

	免除割合	保険料納付額	老齢基礎年金額	所得の目安
全額免除	全額免除	0円	8分の4	35万円×(扶養親族数+1)+22万円
一部免除	4分の3免除	3,760円	8分の5	78万円+(扶養親族数×38万円)
	半額免除	7,510円	8分の6	118万円+(扶養親族数×38万円)
	4分の1免除	11,270円	8分の7	158万円+(扶養親族数×38万円)

消費生活

カシコイ消費者を目指そう

無料で景品を配って誘う催眠商法にご注意を

総合政策課 総合政策係 ☎(232)2112
熊本県消費生活センター ☎(383)0999

町でも、次に紹介する事例とよく似た被害が報告されています。本当に必要なものなのか、よく考えて契約は慎重に。困ったときは家族や町、消費生活センターに相談しましょう。

相談事例

自宅に「介護用品の店を新しく開く」と男性が訪ねてきた。外に出ると近所の人も集まり、無料でふきんをもらった。さらに、「別の場所に行く」と良いものを渡すと、1ヶ先の民家に車で連れて行かれた。戸を閉められ、営業員数人が後ろに並んで帰れない雰囲気になった。たくさん景品をもらった後、「足腰の痛みを取る磁気マットレスが、いつもは30万円だが今日だけ半額」と説明され、お得だと思いついてしまった。内金を支払い、残金は後日振り込むと言われた。しかし、よく考えたら高額だし必要ないので解約したい。



アドバイス

高齢者や主婦などを集め、無料で商品を配るなどして気分を高揚させ、冷静な判断ができない状態で商品を購入させる「催眠(SF)商法」です。この商法は、契約書を受領した日から8日以内であれば書面(ハガキ)によりクーリング・オフできます。契約書ももらっていなかったり、内容に不備があったりした場合は、8日を過ぎても可能です。クレジット契約をしている場合は、クレジット会社と販売会社へ同時に通知します。記録を残すためにハガキの両面コピーを取り、「特定記録郵便」で出しましょう。

クーリング・オフ通知の記載例

通知書
次の契約を解除します。
契約年月日 平成〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇円
販売会社 株式会社〇〇
××営業所
担当者△△
支払った代金〇〇円を返金し、
商品を引き取ってください。
平成〇年〇月〇日
住所・氏名

クレジット契約をしていない場合

農業

米トレーサビリティ法により

米穀などの産地情報が分かります

九州農政局消費・安全部安心課 ☎0968(25)2137

米トレーサビリティ法とは、問題が発生した場合などに、流通ルートを手早く特定するため、米穀などの取引記録を作成・保存し、また産地情報を取引先や消費者に伝達することを義務付ける法律です。

今年7月1日から、米や米加工品の容器・包装、外食店や小売店などで原材料の産地情報が確認できます。産地情報の伝達は、今年7月1日以降に生産者から出荷された米穀が対象です。

■対象品目 米穀、米粉、米こうじ、米飯類、餅、団子、米菓、清酒、単式蒸留焼酎、みりん

■対象者 対象品目の販売・輸入・加工・製造または提供の事業を行う全ての人(生産者含む)

■米穀事業者の義務 対象品目を取引、事業所間の移動・廃棄などを行った場合には、その記録を作成し、原則3年間の保存が必要です。ただし、品名・産地・数量・年月日・取引先など、記録事項が記載されている伝票(納品書、規格書、領収書)があれば、伝票の保存で可能です。対象品目である米・米加工品(非食用のものは除く)を他の事業者へ譲渡したり、一般消費者へ販売・提供した場合は、産地情報の伝達が必要です。

人材育成

頑張る人を応援します

菊陽町人材育成基金助成事業

総合政策課 総合政策係 ☎(232)2112

現代社会に対応できる幅広い視野と有用な技術、能力を有する人材を育成するため、公的機関などが主催している研修に限り助成します。

■対象者 町内に住所を有する9歳(小学4年生)以上の人。または、町内に職場を有する人(正規職員)。

■助成対象経費 ①交通費(航空運賃など)②現地生活費(食費などを除く)③研修費

■助成金額 対象経費の半額。ただし、上限は15万円(学生は10万円)。

※他の団体から助成がある場合は、対象経費からその助成分を除きます。

■申請方法 研修に参加する1カ月前までに申請が必要です。18歳未満の人は、保護者が申請してください(申請前にご相談ください)。

■その他 助成は、1人1回限りです。中学生海外派遣事業に参加した人は過去に助成を受けたことになり、申請できません。

税

事業主の皆さんへ

町県民税を便利な特別徴収に

税務課 住民税係 ☎(232)4911

県と各市町村では、町県民税「特別徴収」の実施に向けた準備を進めています。

■特別徴収 事業所が特別徴収義務者となり、従業員に課税された町県民税を給与から差し引いて、各市町村に納付する方法です。毎月の納税額は町が計算して通知するため、事業所は所得税のように税額計算を行う必要がありません。

■普通徴収 特別徴収に該当しない人が、町から通知された年税額を年4回に分けて納付書などにより直接納付する方法です。

■対象事業所 従業員が3人以上の事業所(所得税の源泉徴収義務と同様)

■対象者 前年中に所得があり、町県民税が課税され、4月1日現在で特別徴収義務者から給与の支払いを受けている人

※退職などで特別徴収ができない人は除きます。

特別徴収への切り替えは随時受け付けていますので、希望する事業所はお問い合わせください。事業主の皆さんのご理解とご協力をお願いします。詳しい情報は熊本県ホームページでもご案内しています。

地デジ

地デジの準備はお済みですか

地デジのいよいよならデジサポ熊本へ

地デジサポ熊本 ☎(300)8800

7月24日(日)にアナログ放送が終了し、地上デジタル放送へ移行します。テレビを視聴するためには、地上デジタル用チューナーなどを取り付ける必要があります。

■地デジのごでお困りの人 デジサポ熊本では、「地デジの準備をどうすればいいのかわからない人」や「地デジ対応テレビを買ったのに受信できない人」に対してお手伝いをします。まずはお電話ください。

■相談時間
平日 午前9時～午後9時
土日祝日 午前9時～午後6時

※7月18日～7月31日まではコールセンターを24時間体制で開設して対応します。

■ご注意ください 詐欺や悪質商法が発生しています。身に覚えのない工事や代金請求にはご注意ください。テレビ局職員や現場職員などが、受信工事の代金を請求することはありません。